

乙第2号議案

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を  
改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(沖縄県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正)

第1条 沖縄県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和47年  
沖縄県条例第10号)の一部を次のように改正する。

附則第6条第1項の表傷病補償年金の項中「国家公務員共済組合法(昭和33年法律第  
128号)若しくは地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)の規定による障害共  
済年金(以下単に「障害共済年金」という。)又は」を削り、同表障害補償年金の項中  
「障害共済年金又は」を削り、同表遺族補償年金の項中「国家公務員共済組合法若しく  
は地方公務員等共済組合法の規定による遺族共済年金又は」を削り、同表第2項の表中  
「障害共済年金又は」を削る。

(沖縄県職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第2条 沖縄県職員の退職手当に関する条例(昭和47年沖縄県条例第40号)の一部を次の  
ように改正する。

第3条第2項中「地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)第84条第2項」  
を「厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第47条第2項」に改める。

(沖縄県職員の再任用に関する条例の一部改正)

第3条 沖縄県職員の再任用に関する条例(平成13年沖縄県条例第4号)の一部を次のよ  
うに改正する。

附則第2項中「地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)附則第18条の2第  
1項第1号」を「厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)附則第7条の3第1項第4  
号」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の沖縄県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等

に関する条例（以下「改正後の公務災害補償条例」という。）附則第6条の規定の適用については、当分の間、同条第1項の表傷病補償年金の項中「障害について障害厚生年金」とあるのは「障害について被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号）附則第4条第3号に規定する改正前国共済法若しくは同条第6号に規定する改正前地共済法の規定による障害共済年金（以下「障害共済年金」という。）又は障害厚生年金」と、同表障害補償年金の項中「障害について障害厚生年金」とあるのは「障害について障害共済年金又は障害厚生年金」と、同表遺族補償年金の項中「死亡について遺族厚生年金」とあるのは「死亡について被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第4条第3号に規定する改正前国共済法若しくは同条第6号に規定する改正前地共済法の規定による遺族共済年金又は遺族厚生年金」と、同条第2項の表中「障害について障害厚生年金」とあるのは「障害について障害共済年金又は障害厚生年金」とする。

（障害共済年金等が支給される者の特例）

- 3 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号）附則第41条第1項の規定により障害共済年金若しくは遺族共済年金が支給される者又は同法附則第65条第1項の規定により障害共済年金若しくは遺族共済年金が支給される者に係る改正後の公務災害補償条例附則第6条の規定の適用については、同条第1項の表傷病補償年金の項中「規定による障害厚生年金」とあるのは「規定による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号）附則第41条第1項の規定による障害共済年金若しくは同法附則第65条第1項の規定による障害共済年金」と、同表遺族補償年金の項中「規定による遺族厚生年金」とあるのは「規定による遺族厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第41条第1項の規定による遺族共済年金若しくは同法附則第65条第1項の規定による遺族共済年金」とする。

平成27年9月18日提出

沖縄県知事 翁 長 雄 志

## 理 由

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律により厚生年金保険法、国家公務員共済組合法及び地方公務員等共済組合法の一部が改正されることに伴い、関係条例の規定を整理する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。